

年金のお知らせ

◇国民年金保険料の納付は、口座振替・クレジットカードでの前納・早割が便利でお得です！

国民年金保険料の納付には、口座振替・クレジットカード納付がご利用になります。

当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される「早割制度」や、現金納付よりも割引額が多い「前納制度」(6か月前納、1年前納、2年前納)もあり大変お得です。

□口座振替・クレジットカードでの納付をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または青梅年金事務所へ申込期限までにお申し込みください。また、口座振替・クレジットカード納付の利用勸奨通知が届いている方は、通知に同封されている返信用封筒をご利用ください。

なお、前納制度を希望される場合は、2月末日(必着)までに申出書を提出する必要があります。

◇国民年金保険料の後払い(追納)をお勧めします！
老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。

*納付猶予や学生納付特例の期間は年金の受給期間として計算されますが、年金額には反映されません。

しかし、保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。また、社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。ぜひ、追納を行っていただきます。

くことをお勧めします。なお、追納ができるのは追納が承認された月の10年以内の免除等期間に限られます。

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認をされた期間のうち、原則古い期間の分から納付していただきます。

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30・3410
住民課 ☎83・2182

町立学校施設・奥多摩総合運動公園などの使用団体登録の受付

令和3年度町立小・中学校の校庭、体育館および奥多摩総合運動公園、スポーツ・コミュニティ会館などの施設を使用する場合の団体登録(新規・更新)を行います。

団体の代表者は、必ずこの期間に登録を行ってください。(令和2年度登録団体の場合は、更新手続き

ひな人形展とひな展コンサート中止のお知らせ
教育委員会では、例年2月中旬より文化団体連盟と共催して、町民みなさんからお借りした「ひな人形」を展示しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度は中止とします。

※問い合わせは、教育課
☎83・2246

三菱UFJ銀行
窓口納付の取り扱い終了について

町に納めていただく税金や料金について、現在、ご利用いただいています三菱UFJ銀行本・支店での窓口納付の取り扱いを、令和3年4月1日から取りやめることになりました。

4月1日以降は、つぎの金融機関をご利用ください。

◎窓口納付ができる
金融機関

西東京農業協同組合、青梅信用金庫、りそな銀行、埼玉りそな銀行、みずほ銀行、きらぼし銀行、三井住友銀行、東京都信用農業協同組合連合会、多摩信用金庫、西武信用金庫、関東各都県および山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局

申請書を郵送します) 申請書は、町ホームページに掲載していますのでご利用ください。
3月5日(金)まで

*申し込み、問い合わせは、教育課
☎83・2246

☎83・2293

年金・ひな展中止

施設使用団体登録